

令和2年度

社会福祉法人あだちの里

事業計画

目次

- はじめに
- I 法人使命の推進
- II 福祉の置かれた状況
- III 法人意思決定・議決機関
- IV 本年度法人経営の基本的考え方
 - 1 安全安心な事業経営
 - 2 顧客満足度の推進
 - 3 ニーズに応じた事業展開
 - 4 法人ガバナンスと組織整備
 - 5 健全財政の確立と財務規律の強化
 - 6 職員管理と職員育成の推進
 - 7 公益的な取組みと地域関係機関との連携
- V 後援会活動への協力
- VI 事業所・事業活動一覧

はじめに

平成8年に「足立区手をつなぐ親の会」を母体に社会福祉法人として設立されて25年目を迎え、障がい福祉事業を担う法人としては都内でも有数の規模となっています。地域・関係機関の理解、協力を得て連携を深め法人事業の安定的な維持発展を進めていきます。

令和2年度は、第二期中長期事業計画（平成31年度から令和5年度）の2年目となります。多くの項目で目標と達成スケジュールの本格検討、実施の準備期間となります。職員ひとり一人が当事者意識を持ち、それぞれの職場や委員会等で検討、実施の場面に参画し計画を前進させていきます。法人としてニーズに対応する事業サービスの見直しが課題となります。

I 法人使命の推進

「障がい者が地域と共に 笑顔で生活できるよう 私たちは応援します」

上記の法人のミッションは、障害者権利条約の意義を含んだものです。法人は、障がい者のライフステージにおけるさまざまなニーズを的確に把握し、生まれ育った足立区において自立と社会参加ができるよりよい環境の提供を目指し必要なサービス事業を実施します。

II 福祉の置かれた状況

1 人権擁護の推進

平成26年に我が国は障害者権利条約を批准しました。障害者差別解消法では不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が定められ、障がい者の権利擁護が法制度面で整備・推進されています。

「津久井やまゆり園事件」から3年が経過しました。事件の裁判が始まっていますが、このような事件は2度と起こってはなりません。共に生きる社会を実現していくために法人は人権擁護を掲げ取り組んでいかなければなりません。法人における中心的な課題は、障がいがあっても地域社会との共生ができる環境を整える事業展開をすることです。障がい者の意思決定支援をすすめ、活動や生活がし易いように個々に応じた合理的配慮を推進していきます。

2020は東京オリンピックパラリンピックイヤーです。人間の多様性を認め、共生社会を具現化するための重要な契機となるものです。法人においても、障がいがあっても社会の一員として共に住みよい環境を整える事業展開をさらにすすめていきます。

2 福祉行政の動向と社会福祉法人の役割

現状の障害福祉サービス等報酬内容（平成30年改訂）は、障がい者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労定着支援、地域での自立生活支援等の新たなサービスなどがもりこまれ、新規事業を実施し対応しています。今年度は次の報酬改訂（令和3年改訂）に備え、各事業のサービス方針等検討します。

足立区の平成30年度からの「足立区障がい者計画（6年間）」、「足立区第5期障がい福祉計画（3年間）」、「足立区第1期障がい児福祉計画（3年間）」との整合性をふまえて事業をすすめます。

3 社会福祉法の改正と対応

社会福祉法改正による社会福祉法人制度改革は「制度論」から「実践論」へと制度改革への対応を具体的に実践することが求められています。

改正社会福祉法は①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取り組みを実施する責務等、社会福祉法人に主体的自律的法人経営を求めています。また、地域包括ケア強化法の改正により「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて地域生活課題への取り組みや共生型サービスが規定され、地域における包括的な支援体制づくりに行政ともに取り組んでいくことが求められています。

4 人材確保をめぐる状況

福祉人材をめぐる状況は年々きびしくなっています。人口構造が「高齢者の急増」から現役世代の減少へと2025年の「少子高齢社会」から2040年「少子高齢・人口減少社会」へと変化していきます。福祉分野の人材不足の深刻化、人材確保の困難さのなかで法人の使命を実践していく人材の確保・育成・定着に重点的に取り組んでいきます。

Ⅲ 法人意思決定・議決機関

1 理事会・評議員会の運営とガバナンス強化

経営組織のガバナンス強化として理事会と評議員会の権限・役割が明確に分けられました。評議員会は理事会に対するけん制機能を有し、諮問機関から議決機関になり、理事会は法人の業務執行の決定や意思決定を行う機関に変わりました。法改正の主旨をふまえ、地域やご利用者等の意見を反映し理事会・評議員会を適切に運営していきます。

2 役員等への取り組み

理事会及び評議員会は直接の出席が重要となります。案件検討における資料や説明を分かりやすく工夫し役員等相互の意見交換ができるようにし、充実した法人経営及びコンプライアンスの確保のための機関となるようにします。

Ⅳ 本年度法人経営の基本的考え方

1 安全安心な事業経営

(1) 人権擁護の推進

人権擁護委員会及び人権啓発委員会を中心に人権擁護を推進します。倫理綱領や職員行動規範の周知、新人研修や全職員対象の研修、セフルチェック、支援場面での『にやり・ほっと』の提出励行（より良い支援の共有）、委員による施設訪問や各施設による人権の日の取り組みを実施します。各施設の体制とし

て虐待防止委員会を定期的を開催し人権擁護に取り組みます。また、意思決定支援や合理的配慮の提供について、法人としてのスタンダードな支援が行えるよう検討を進めます。

行政の相談・通報窓口との連携を深め、ご利用者に寄り添って就労活動、社会参加や生活場면을整えていきます。

(2) 施設整備

江北ひまわり園は、開設2年目を迎え、利用者は着実に増加し、地域との関係もひろがり、利用者に安全、安心で使いやすい施設としていきます。

また、老朽化した既存施設については「足立区障がい者通所施設整備方針（平成29年改定版）」にそって対応していきます。梅田ひまわり工房はご利用者や家族の高齢化等に伴い、課題も明白になってきました。現状の施設経営の維持について区と調整し、本年度中には法人としてその方向性を定めていきます。

(3) リスクマネジメント、危機管理

① 安全、安心な環境と支援体制整備

リスクマネジメント委員会を中心に、毎月各所で発生した事故報告を集計し、改善策を把握するとともに、法人全事業において再発防止のため啓発活動を実施しています。安全、安心に係る体制を整え管理強化し、引き続き職員一人一人が事故防止への意識や、知識、技能を向上させ適切な事故対応が行えるように職員育成をしていきます。

② 防災対策の強化

昨年の台風19号の風水害を受け、災害対策に向け、法人職員が参画し、協力し合える体制を構築します。具体的な水害・地震対応のBCPを作成します。

支援中に災害が発生した場合は、帰宅させることなく施設に留まります。そのために備蓄食料など必要な物品を備えご利用者の避難所等を確保することが第一と考えています。また、法人施設同士、グループホーム等と連携をとるとともに、足立区や地域と連携して避難生活に対応します。

地震対策、水害対策等の災害対策を足立区担当部署との連携を密にし、職員ご利用者に周知徹底し災害等に備えた訓練を実施します。近隣町会と災害時の応援協定を結び、町会、消防、施設合同の避難訓練実施についても検討します。

③ 個人情報の管理について

法人の個人情報保護規程に基づき各事業所における個人情報管理の徹底を行います。また個人情報流失等の事故が発生しないように、日頃より安全管理措置の確認や、職員教育を実施します。

④ 健康管理と高齢化対応

ご利用者の高齢化に伴い、生活習慣病など罹患率が高まり、認知機能や身体機能の変化、誤嚥や転倒事故の予防に一層の注意が必要です。看護師会議、栄

養士会議やリスクマネジメント委員会が横断的に連携し予防、事故発生時の対応をより実効性のあるものにしていきます。

(4) 苦情対応・解決

障害福祉サービスにおける苦情は各事業所に苦情解決責任者及び受付担当者を配置し、迅速、丁寧かつ適切な対応を行います。

その上で必要に応じて第三者委員による検証委員会や人権擁護委員会等を開催し、原因の調査分析と再発防止に取り組みます。

2 顧客満足度の推進

(1) ご利用者支援計画の充実

各事業所は事業計画において、三年後のゴールを設定し年度ごとの経営方針を示して利用者支援の充実を図っています。サービス等利用計画と個別支援計画を連動させ支援を充実します。個別支援計画の実施期間をサービス等利用計画に合わせ支援の整合性を高めます。また、ご利用者の意思決定支援や合理的配慮についても実践をすすめていきます。

(2) 高齢化に対応した支援

① 高齢化に配慮した支援

ご利用者の高齢化にともなう身体機能の低下等による重度化・重複化は、日常の活動や作業能率等に表れています。年齢や体力面等に配慮した支援内容やグループ編成を工夫し活動環境の改善をすすめます。また、理学療法士等の専門職を確保し身体機能維持・回復プログラムを導入している実践例を全体で共有し、今後は、法人としての高齢化対策方針を検討し策定していきます。

② 家族を含めた支援

同居し介護する親の高齢化などで家庭の維持が難しくなる要支援家庭に対し関係機関と家族状況等の情報の共有をすすめ連携して支援していきます。家族支援を充実させるため、地域包括支援センターとの連携をすすめます。高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスが受けられる共生型サービスを見据えた組織づくり等を検討していきます。

(3) 保健・衛生管理

各事業所は、年間保健計画に則り、嘱託医と連携して各種健診を実施する他、職員への衛生教育を行い、ご利用者の健康管理及びその保持・増進を図ります。

特に夏季は熱中症予防情報を活用し対策（6～9月）、インフルエンザ及び感染性胃腸炎の流行期（10～3月）には、室内の換気及び加湿、館内清掃の方法等、感染予防対策を強化します。

(4) 食事・栄養管理

各事業所は、常に安全で美味しい給食を提供していきます。年に1回、嗜好調査や残菜調査、更にはご家族対象の試食会を実施し、より良い給食の提供に

努めていきます。その他、必要に応じて個別栄養相談を実施する他、給食ニュース等を通じてご利用者だけに留まらずご家族に向けて食の大切さの啓発活動を行っていきます。

3 ニーズに応じた事業展開

(1) 地域移行の推進とグループホームの充実

地域生活支援型入所施設として施設整備された「希望の苑」から地域生活移行を進めるためには、入所施設、相談支援機関・グループホーム等との有機的な連携強化が不可欠です。法人内や外部関係機関との連携を深め地域移行の取組みを強化していきます。東京都地域移行促進コーディネート事業を引き続き受託して都内外の入所施設や都内グループホームの情報を得て有意義な地域移行に貢献できるよう関係施設や機関と連携していきます。

東京都のグループホーム支援事業の変更に対応し、現状のご利用者の意向や状況等を踏まえ、自立生活援助事業を展開し地域移行の充実を図るためグループホームを安定運営する体制を検討していきます。

(2) 相談支援事業の充実

希望する福祉サービス等を受けられるようにプランを作成する計画相談（障がい児相談）をご利用の方は、前年度 730 名に新規ご利用者 20 名程度の受け入れを予定しています。この内「8050 問題」の課題のある世代（令和 2 年に 50 歳を超える利用者の数）は 140 名を超え、高齢化への対応が急務になり、次のステージへの準備を含めた居宅介護サービス事業所との連携が必要です。また、最年少者は 4 歳から受入れを行っているため、児童発達及び教育現場との連携も必須であり、相談支援専門員にはより高いコーディネート力が求められます。その為に足立区全域の関係者との広いネットワークづくりと、対応できる人材の育成に努めます。

足立区では令和 2 年度末までに、区内に地域生活支援拠点を整備する目標を掲げています。コーディネーターとしての相談支援専門員の数も足立区全体で不足します。相談支援専門員の育成に、障がい福祉課及び基幹相談支援センター「あしすと」と連携を図り、その育成その他必要に応じて協力します。

昨年度から事業を開始した自立生活援助は、他の相談支援事業所からの依頼を含めて 5 名の単身等地域生活者の支援を行っていますが、安心して生活するまでの流れを一緒に考え、安定した地域生活が維持できるように地域定着支援と連携して支援します。

(3) 新たなサービスの検討と事業の見直し

一人暮らしの地域生活を支援する自立生活援助、就労定着に向けた生活面の課題に支援をおこなう就労定着支援、共生型サービス等について、基準、支援内容、報酬等を勘案し、必要なサービスの実施をすすめ対応していきます。

緊急保護事業の実施について、地域生活支援拠点として体験の場、相談や緊急保護の機能を高めます。

障害福祉サービスの指定基準等の見直しや報酬改定等により運営の見直しが必要になる事業について、事業のあり方を検討し適正性を確保していきます。

就労系事業（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）は外部内部環境の変化等様々な要因により現状と事業特性の乖離が大きくなっています。事業のあり方を見直し、事業変更も視野に入れながら、対応をすすめていきます。

生活介護（作業訓練型）における自力通所者は半数であり施設への送迎が大きな課題になっています。福祉園への通所バス方式とは違う施設独自の送迎サービスの検討をすすめます。

(4) ケース記録システムの導入による業務の標準化

効率的に支援記録作成業務を行い、サービスの標準化が進むよう法人全施設において統一したケース記録システムの導入をはかります。

システム導入による記録の効果的活用で支援の質の向上が期待できます。今後、更にソフトを活用することで業務効率化をすすめていきます。

4 法人ガバナンスと組織整備

公認会計士による外部監査として中間監査及び決算監査を受け、財務の在り方や処理方法についての助言指導を事務改善に生かしていきます。遵守すべき法令、経営理念、社会的ルールを職員一人一人が正しく認識し業務に専念できるよう進めていきます。

改正社会福祉法により一定規模以上の法人への会計監査人の設置及び社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な内部管理体制整備が規定されました。来たるべき法人の対象範囲の拡大に備え、設置を準備していきます。

(1) 法人本部機能の強化と組織整備

法人として管理部門の中核として財政状況を把握し、経営・業務・人事管理に係わって実態把握するとともに、法人全体を見通した方針を立て、施設管理についても牽引していきます。法人本部の組織体制を昨年度から総務課、財務課に整備し、必要な人員を配置し財源を確保しました。法人本部、各事業所の業務を明確にし、法人本部の強化をさらにすすめます。

(2) 各種委員会の整備と事業統括機能の確保

障害福祉サービスや経営上の課題解決のために委員会や職種別会議を設置して対応をすすめます。法人の事業方針を受けて委員会の目的と主な内容をまとめるとともに年間計画を立てて組織的計画的に運営していきます。また、年度末には年間を通じた実績と引き継ぎ課題を明らかにしていきます。

事業が同一でも施設ごとの運営の違いが指導検査等において不統一の問題として生じています。施設間を横断的に管理する横串機能を委員会にもたせ業務の適切性を確保していきます。業務と組織の安定的な運営のためサービスの標準化をすすめます。

(3) 大規模施設の組織整備

障害者支援施設 希望の苑は、入所・通所サービスの施設系と地域生活支援センターの事業系とに分かれています。施設系はご利用者の高齢化、重度化や障がいの多様化への対応をすすめ、施設入所支援において日々の暮らしの場としての生活の質を高め、施設設備やサービス内容の再構築をすすめます。

地域生活支援センターのグループホーム管理支援体制を強化し、バックアップ体制を構築できるよう通所施設を含め組織を再構築します。

(4) 広報紙やホームページでの情報提供による透明性の向上

社会福祉法人の事業運営の透明性を向上させ、経営状況や事業内容を理解してもらうため情報発信を充実します。適宜ホームページを更新し、法人広報紙の内容を充実させ発行します。また時代に対応する情報ツールの活用を検討します。制度的な、ご利用者のサービス選択に資することを目的とする障害福祉サービス等情報公表制度の施行に対応していきます。

5 健全財政の確立と財務規律の強化

(1) 安定的な経営と収入の確保

障害福祉サービスの報酬内容や各種補助金の制度理解を深め、確実に財源を確保していきます。平成30年度の報酬改定や東京都の加算制度の見直し足立区の法人補助に適切に対応していきます。赤字となっている事業について事業継続性の確保をふまえて改善策等見直しを進めていきます。法人の事業への寄付受付をすすめます。

(2) 法人資金管理の整備

法人の経営を安定させ、法人事業を機動的効率的に展開していくために、法人本部が資金を管理するなど法人本部機能を発揮できる体制強化が必要です。足立区の施設整備補助制度は改正され法人負担が大幅に増加しています。江北ひまわり園の運営が安定するまで法人資金を計画的に確保します。

(3) 社会福祉充実計画の作成

改正社会福祉法による財務規律の強化として、いわゆる「内部留保」の明確化があります。法人は算定上、社会福祉充実残額は生じていません。

6 職員の確保、育成、定着の推進

(1) 人材の確保と職場定着の推進

福祉関係の保育、介護分野の人材不足のなか、障害福祉サービス分野においても人材確保が厳しさを増しています。法人本部を中心に各事業所が協力して、これまで以上に採用活動を強化、工夫し人材を確実に確保していきます。採用のための就活イベントへの参加、就職サイトの有効活用、インターンシップ開催等により人材確保策を更に強化します。また、各施設では大学や専門学校等との関係を深め、実習等の受け入れ機会を人材確保のために活用します。

新規採用者等の給与等の処遇条件の向上、法人への入職後の労働条件や労働環境を改善、福利厚生や研修機会の充実等をすすめ職場定着を図ります。法人及び管理者は組織の重要課題として積極的に取り組みます。

採用後の育成定着のためメンター制度を確立していきます。負担軽減生産性向上のため介護ロボットスーツや見守りセンサーなど ICT 技術の活用を検討します。

非常勤職員の確保、定着のため、処遇改善をすすめます。必要な財源の確保をする事業収益の増加策、経費の見直しが不可欠となります。

(2) 人事考課制度の充実

人事考課規程や等級ガイドラインにもとづき人事考課制度と昇格・降格を連動させ人事管理を充実してきました。目標面接など考課制度を十分活用し、人材育成を一層充実したものにするため、見直しを検討します。

(3) 研修体系の整備

これまで法人として各種委員会主催の法人全体研修を実施し、委員会内での実践報告など研修も充実してきました。職員の研修に対する強い要望に応え、ご利用者・ご家族の求める支援の質の向上に資するため、法人での勤続年数や事業の経験年数に応じた宿泊派遣研修等の実施や職位に対応する管理職養成講座等の研修を実施し研修体系を整えていきます。

人材育成研修委員会で法人内の研修体系を見直し、各委員会主催で行っていた研修も取りまとめ、経験年数によって本年度受講する研修を取りまとめ一体化していきます。(人権擁護・虐待防止・リスクマネジメント・個人情報保護・ハラスメント研修等)

また、居住系事業の変則勤務にあたる職員の研修のあり方は、実態に即した実施方法のあり方を検討実施します。

(4) 専門性の確保、向上

支援の専門性の確保について理学療法士等の専門職の導入や研修の実施などは各施設で対応しています。重度重複・強度行動障害に対する支援、医療的ケア、就労支援、発達障害支援などの知識・技能面などにおいて専門性を確保した支援が必要です。

法人全体として研修等の充実強化により専門性確保、向上に努めます。報酬において通所施設における重度障害者支援加算の新設は強度行動障害者支援の専門性を高めることになり、都研修の参加をすすめていきます。

(5) メンタルヘルス

労働安全衛生法に対応し 50 人以上の事業場ではストレスチェックを実施しています。また、対象施設以外の施設においても職員の心身の健康のために実態を把握し労働環境を整備し休業や離職を防止します。

(6) ワークライフバランスの推進

足立区ワークライフバランス推進企業として最高水準となる「三ツ星」に認定されています。有休消化率がアップしており働き方改革関連法による計画的な年休取得をはかります。

職員が働きやすい環境の事業場として、労働関係法令の規程に基づく整備をしていきます。また、事業内容の見直しや業務の生産性の向上により労働時間や超過勤務の適正管理をすすめます。

7 公益的な取組みと地域関係機関との連携

(1) 法人としての公益的な取組み

法人として、地域における公益的な取り組みを実施する責務が課されました。東京都社会福祉協議会の広域連携支援の取組みである東京都地域公益活動推進協議会に参加します。

足立区に法人本部を置く社会福祉法人ならびに足立区で活動する事業所で構成する「足立区社会福祉法人連絡会」（会員数 102）に参加していきます。地域における「制度の狭間の課題」や「複合的課題」に対し、高齢、障がい、児童などの分野を越えて連携し、地域公益活動（子どもが安心して過ごせる居場所づくり）などに取り組んでいきます。

法人の「公益的な取組方針」は、①地域住民の交流・体験の場の提供、②法人・施設の持つ機能や専門的な力の還元、③地域のニーズをとらえた取組、④地域の活性化に寄与する取組、⑤社協や他法人と連携共同の取組、⑥取組の情報提供・広報の 6 つとしています。これまで、竹の塚施設の地域交流会、谷在家の体操サロン、綾瀬施設の子ども～大人の地域食堂「あやせもりのひろば」、江北ひまわり園の「みのりの秋まつり」などの取組を進めています。さらに、あだちの里らしい法人独自の公益的取組を検討、実施していきます。

(2) 関係団体との連携と社会貢献

法人としての取組みや事業展開等においては、親の会など関係団体との連携を図ります。また、社会貢献として、これまで以上に施設設備の開放、施設機能の開放、人的貢献、地域の住民としての活動をすすめていきます。

(3) 地域への貢献

足立区のビューティフル・ウィンドウズ運動に各施設は参加するなど地域美化活動を引き続き行い地域住民に貢献できる活動を組織します。

災害発生時における足立区の第二次避難所（福祉避難所）の指定について足立区と「第二次避難所施設等利用に関する協定書」を結び、竹の塚施設（竹の塚ひまわり園、竹の塚福祉園）、綾瀬なないろ園を第二次避難所指定施設としています。新たに江北ひまわり園も協定を結びます。

(4) 地域法人との連携

本法人の通所事業所は、区内他法人のグループホームのバックアップ施設と

して協定を結んでいます。地域の法人として、災害時などでの協力関係を構築するなど連携を深めます。

VI 後援会活動への協力

綾瀬後援会（綾瀬ひまわり園、綾瀬なないろ園）、竹の塚後援会（竹の塚施設、希望の苑、梅田ひまわり工房、地域グループホーム）、谷在家後援会（谷在家障がい福祉施設、西伊興ひまわり園、西新井ひまわり工房、江北ひまわり園）の三つの法人後援会が地域毎に組織されています。法人の事業活動への応援や法人に対する寄付、親睦、交流を図る行事の企画等で支援していただいています。今後も、施設も一緒に企画運営するなど協力関係を強めていきます。

Ⅶ 事業所・事業活動一覧

(1) 日中活動の場

No	施設名	事業名	定員	主な事業計画
1	綾瀬ひまわり園 (90)	就労継続A型	10	作業アセスメントを取りながら、短時間で効率良い業務を行う。業務内容の見直しや人員配置を検討して経営を安定させていく。
		就労継続B型	35	ご利用者の実態に即した事業移行を進めていく。工賃向上においては、主力となるパンの製造販売を中心に単価の高い作業に取り組む。
		生活介護 (作業)	45	ご利用者支援に根拠を持って取り組み、他機関との連携を強化しながら充実した作業、余暇的活動、そして高齢化対応の支援を提供する。
2	綾瀬なないろ園 (50)	就労継続B型	30	パンの価格の見直しや定期的な外部販売を増やしていく。受注作業においては、年間を通して安定した作業受託をし、売上向上を目指す。
		生活介護 (生活)	20	障がい特性や高齢化に配慮した活動を通して、健康増進や気持ちの安定につなげる。専門職との連携により、支援の専門性と質を高めていく。
3	竹の塚 ひまわり園 (116)	就労移行支援	10	就労継続B型希望者も就労意識が高まるようにする。施設内他事業での定期的実習を実施する。職員研修・関係機関連携を強化する。
		就労継続A型	13	他機関と共に生活支援を充実させ、清掃技術を向上させるだけでなく、働く意欲を高めながら最終的には企業就労を目指す。
		就労継続B型	38	事業形態、利用者定員、作業内容と事業全体を抜本的に見直す。生産性ある作業活動とし月額平均工賃 25,000 円以上を達成する。
		生活介護 (作業)	55	高齢化及び強度行動障害に必要な知識、支援技術を学び、健康で楽しみながら取り組めるプログラムと作業活動を提供する。
4	竹の塚福祉園	生活介護 (生活)	60	障がい特性や高齢化等を考慮した活動や環境設定をしていく。 日中活動の充実と支援の専門性を高める。

5	希望の苑(通所) (40)	就労継続B型	25	箱折りを中心とした受注作業や、清掃作業など日々安定した生産活動の機会を提供する。また、社会性の向上など学習の機会を設ける。
		生活介護 (作業)	15	高齢化など、変化するご利用者個々の状況に合わせた支援を提供する。その為、活動、行事等の内容を見直し再構築する。
6	谷在家福祉園	生活介護 (生活)	60	ASD・医療ケアの専門性を強化した支援体制とプログラムを再構築する。また、江北施設との協同による身体障がい者支援を充実させる。
7	谷在家 福祉作業所 (60)	就労継続A型	10	自立講座を通じて振り返りや実技試験における課題改善などスキル向上を目指し、作業効率の向上に繋げる。
		就労継続B型	20	安定した受注量の確保と区の封入封緘で高工賃に繋げている。作業適正の見極めを行うなど生産性の向上に繋げていく。
		生活介護 (作業)	30	障害特性に応じたグループ編成の再構築など体制の見直しと身体機能の維持、向上に向けた活動プログラムを提供する。
8	梅田 ひまわり工房	生活介護 (作業)	20	個別のニーズをしっかりと把握し、適切な連携と丁寧な支援を行う。体を動かす機会を取り入れ、健康に過ごす。
9	西新井 ひまわり工房	生活介護 (作業)	30	利用者が行事に参画する機会や選択できる活動を設け、意思決定支援の充実に繋げる。地域や利用対象者を意識した情報発信に力を入れる。
10	西伊興 ひまわり園	生活介護 (作業)	50	ご利用者の意思を尊重し活動の充実を図るため丁寧な支援を行う。身体機能維持を目的に専門職を取り入れ活動内容を工夫する。
11	江北ひまわり園 (90)	就労継続B型	20	各種イベントへの出店や卸先の開拓を通じて、ご利用者の活躍の機会を作ります。パン教室では、ご利用者は講師として教室を運営します。
		生活介護 (作業)	30	新規利用者には日々の安定に重点を置き、全体では強みを生かした活動内容の充実を図り、役割や活躍の場を作ります。
		生活介護 (生活)	40	意思表示や意思決定を大切にし、作業や活動の活性化を図ります。また、地域を意識した活動を取り入れ、地域交流へ繋がります。

計	11 事業所	5 事業種 (22 事業)	利用者定員 666 名
---	--------	------------------	-------------

No	施設名	事業名	定員	主な事業計画
1	谷在家デイサービスセンター	地域生活支援事業	20	高齢化や身体状況の変化にも即した活動を提供しつつ、主体的かつ安全に取り組める環境を整える。
2	竹の塚ふれあいセンター	地域生活支援事業	20	余暇の充実、社会復帰など多様化する個々のニーズに対して、柔軟に対応し安心して利用できるプログラムを提供する。

(2) 居住の場

No	施設名	事業名	定員	主な事業計画
1	希望の苑（障害者支援施設）	施設入所支援	60	重度障がい者支援体制を進める。高齢化対策として機械浴槽の設置やSTやPTを含めた多職種連携による支援力を高める。
		生活介護	(51)	生活動作、活動、行事など個別活動とグループ活動を中心にすすめる。ご利用者満足度の向上と信頼性を高めるためサービスを見直す。
		自立訓練	(9)	地域移行の拠点事業として更にサービス内容を充実させる。特に移行に向けたプログラムを強化し地域移行を促進する。
2	希望の苑（短期入所）	ショートステイ	6	住み慣れた地域で安定した地域生活を送れるように、レスパイト機能や緊急一時保護事業など機能を強化していく。

	施設名		定員	主な事業計画
1	あだちの里 地域生活支援 センター (グループ ホーム)	北ホーム (5ユニット)	32	ご利用者の重度化、高齢化に対する環境整備を初め、支援体制を再構築する。また、個々の課題を明確にし、適正なサービスをご利用できるようにする。継続的に、ご利用者の地域生活を支援できるようグループホームの在り方を検討する。
		西ホーム (7ユニット)	40	
		東ホーム (7ユニット)	39	
		大谷田 グループホーム	7	体験型・訓練型のグループホームとして、多くのご利用者に利用していただけるよう個々に合わせたプログラムを用意する。
計		20 ユニット	グループホーム定員 118 名	

(3) 地域生活・相談支援等

No	事業所			主な事業計画
1	竹の塚居宅介護 サービスセンタ ー	居宅介護 行動援護 移動支援 同行援護	派 遣 130 人	多くのご利用者が活用できるよう、ヘルパーの確保・育成を行う。重度障がい者の方がご利用できるよう、事業の在り方を再検討する。
2	あだちの里相談 支援センター	特定相談 障害児相談	800	個々のニーズに寄り添い、安定した福祉サービス利用が継続できるように、プランニングし定期的に評価・助言する。
		一般相談 (地域移行 /定着)	-	地域生活を目指す際に必要な情報提供と同行等支援を行う。また安定した地域生活への定着後も緊急時に相談できる体制を確保する。
		自立生活援助	7	地域生活へ移行直後から定期訪問等を行い、必要な支援体制を見極め、課題が見られる際には生活の立て直しに向けて積極的に介入する。
3	竹の塚ひまわり園	就労定着支援	-	登録者の就職定着率 90%を確保する。登録者同士の交流の場としてグループワークの場を設け、「自立」に向けた支援をおこなう。